

随意契約理由

令和5年(2023年)7月28日

契約担当課名	産業振興課
発注担当課名	産業振興課
契約名称	豊中市デジタル地域ポイントチャージ関連業務及び省エネ家電普及促進事業に係るポイント付与業務委託契約
契約内容	豊中市デジタル地域ポイントチャージ関連業務及び省エネ家電普及促進事業に係るポイント付与業務委託
契約締結日及び契約期間	締結日：令和5年(2023年)7月28日 令和5年(2023年)7月28日から令和6年(2024年)3月31日まで
契約の相手方(所在地・名称)	東京都港区西新橋3-2-1 フェリカポケットマーケティング株式会社
契約金額	<p>●チャージに係る決済手数料の精算業務</p> <p>①クレジットカード決済(VISA,Mastercard)による決済額に1.8%を乗じた額</p> <p>②クレジットカード決済(JCB)による決済額に3.0%を乗じた額</p> <p>③セブン銀行ATM決済手数料については、以下の(a)及び(b)とする</p> <p>(a)セブン銀行ATM決済による1決済につき30円</p> <p>(b)セブン銀行ATM決済による決済額に0.5%を乗じた額</p> <p>●チャージ額に応じたポイント付与業務</p> <p>1ポイントにつき1円</p> <p>●省エネ家電普及促進事業に係るポイント付与業務</p> <p>1ポイントにつき1円</p>
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>豊中市デジタル地域ポイントチャージ関連業務及び省エネ家電普及促進事業に係るポイント付与業務委託については、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発した「マチカネポイントアプリ」及びその管理システムを用いて運用するものである。</p> <p>そのため、本システムを用いてデジタル地域ポイントチャージ関連業務及び省エネ家電普及促進事業に係るポイント付与業務を運用できるのは開発事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。</p>